

消費生活 相談

高齢者の消費者トラブルに気を付けて！ ～周囲の見守りと早めの相談を～

【問い合わせ】消費生活センター(東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」内) ☎287-0858

全国の消費生活センター等への相談のうち、契約当事者が60歳以上となっているケースは毎年全体の3割を超えています。スマートフォンやインターネットを使用する高齢者の増加により、情報通信関連トラブルが増える一方、依然として高齢者への訪問販売や電話勧誘販売などによるトラブルが目立ちます。



高齢者は悪質業者に狙われやすく、被害の発見も遅れがちです。また、加齢による認知機能の低下により本人がトラブルに気が付いていない場合もあります。ご家族や地域の方も「高齢者の様子がおかしい」と感じたら、早めに警察や消費生活センター等へご相談ください。

相談事例

【事例1】一人暮らしの母がスマートフォンでインターネット検索した業者にトイレ修理を依頼したところ、思いがけず高額な料金を請求された。

【事例2】お試しのつもりで健康食品を購入したら、定期購入だった。

【事例3】洋服をインターネットで注文し、代引き配達で商品を受け取ったら、全く注文した覚えのない商品だった。

【事例4】高齢の母親が「生活費がなくなった」というので確認したところ、開封していない健康食品が山のようにあった。



消費者トラブルを防ぐために…

- ▽スマートフォンやインターネットを利用する際は、トラブルに関する情報を収集しましょう。
- ▽契約は自分だけで判断せず、家族や友人、近所の方などに相談しましょう。
- ▽ご家族や地域の方も、高齢者の生活や言動、態度等の変化に気が付いたときは、ご本人に声掛けをしましょう。

困ったときや不安を感じたときは、一人で悩まずに、すぐに消費生活センター(☎287-0858)や消費者ホットライン(☎188)へご相談を!

国民年金
だより



「年金生活者支援給付金制度」
ご存じですか?

- 年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。給付金を受け取るには「年金生活者支援給付金請求書」を提出する必要があります。※年金生活者支援給付金をすでに受け取っている方で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以降の手続きは原則不要です。ただし、支給要件を満たさなくなったことにより、一度年金生活者支援給付金を受け取れなくなった方が、その後、再び支給要件を満たしたことに伴い年金生活者支援給付金の支給を受けようとする場合は、改めて認定請求の手続きが必要となります。
- 対象となる方
- ▼老齢基礎年金を受給しており、▽65歳以上▽世帯員全員の村・県民税および森林環境税が非課税▽前年の年金収入額とその他の所得額の合計が90万9000円以下――を満たす方
- ▼障害基礎年金・遺族基礎年金受給しており、前年の所得額が472万1000円+(扶養親族の数×38万円)以下の方
- 請求手続きの流れ
- ①申請：基礎年金の請求書と併せて、水戸北年金事務所または、保険課医療保険担当窓口(役場行政棟1階)で本制度の申請をする。
 - ②審査結果の受け取り：年金機構から送付される審査結果の通知を確認する。
 - ③振込通知書の受け取り：支払い月の上旬に年金機構から振込通知書が送付される。
 - ④年金生活者支援給付金の支給：年金に上乗せして支給される。※支払い月の翌々月の中旬に、年金と同じ受け取り口座に、原則2か月分が年金とは別に振り込まれます。
- 問い合わせ
給付金専用ダイヤル(☎0570・05・4092)